

令和 7 年 1 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	関津地区 (関津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・平成18年3月に集落営農組織の法人化を行ったが農作業に従事する組合員の高齢化が進み、10年後は維持できなくなることが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻・小麦・大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業に取り組む
- ・水稻はヘアリーベッチにより環境に配慮した取り組みを進め、他生産者との差別化を推進する
- ・集落営農組織の継続のため、町内の非農家や定年帰農者など農作業に従事する多様な人材の確保に努めていく
- ・高収益作物の導入と販売の拡充、6次産業化による新たな雇用の創設と活性化を目指す

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 集落一農場方式により集積、集約化が完了している
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 目標地図に基づき農地中間管理機構に貸し付け、担い手（農事組合法人 農～夢せきのつ）へ集積する
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 基盤整備事業は完了済み
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 町内の非農家や定年帰農者など農作業に従事する多様な人材の確保に努めていく
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ スマート農業の推進により担い手（農事組合法人 農～夢せきのつ）がすべての農作業を実施

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②水稲はヘアーベッチにより環境に配慮した取り組みを進める

③生産の効率化・高度化を確立するため、ドローンの導入をはじめとしたスマート農業を推進する